

緊急支援資金利子補給補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和7年8月豪雨により被災した町内の中小企業者が熊本県の制度融資「金融円滑化特別資金」（以下「特別資金」という。）の借入れを行うことに伴う利子に対し、予算の範囲内で利子補給補助金を交付することにより、当該中小企業者の金融負担を軽減し、経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号から第4号までに規定する者をいう。
- (2) 事業所 事業の用に供する事務所、店舗、工場等（仮設、臨時、その他設置が恒常的でないものを除く。）をいう。

(利子補給補助金の交付対象資金)

第3条 利子補給補助金の交付対象となる特別資金は、次に定めるとおりとする。

- (1) 熊本県金融円滑化特別資金（令和7年8月大雨枠）
- (2) 熊本県金融円滑化特別資金（セーフティネット保証対応枠（令和7年8月大雨分））

(利子補給補助金の交付対象者)

第4条 利子補給補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は第3条各号に規定する資金の融資を受けた中小企業者で、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 法人にあっては甲佐町内に本社または支社を有する者
- (2) 個人にあっては甲佐町内に主たる事業所を有する者
- (3) 町税等の滞納がない者

(利子補給補助金の額)

第5条 利子補給補助金の額は、第3条各号に定める資金の融資に係る毎年1月1日から12月31日までの間に取扱金融機関に支払った利子（約定償還日を超えたことにより支払うべき遅延利息を除く。）の額とする。ただし、利子補給補助金の交付対象となる融資金額は、1企業あたり8,000万円、1組合あたり1億円を上限とする。

(利子補給の対象期間)

第6条 利子補給の対象期間は、交付対象者が取扱金融機関から融資を受けた

日の属する月から起算して 36 月以内とする。

(利子補給補助金の交付申請及び実績報告)

第 7 条 利子補給補助金の交付を受けようとする者は、緊急支援資金利子補給補助金交付申請書兼実績報告書（様式第 1 号）に、次の各号に掲げる書類を添えて、毎年 1 月末日までに町長に提出しなければならない。

- (1) 甲佐町内に本社、支社または主たる事業所を有することを証明する書類
- (2) 第 3 条各号に規定する資金の融資を受けたことがわかる書類
- (3) 取扱金融機関が発行した当該融資に係る償還（返済）予定表など、前年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの期間の支払利子額が確認できる書類
- (4) 町税等滞納情報照会同意書（様式第 2 号）
- (5) その他町長が必要と認める書類

(利子補給補助金の交付決定及び額の確定)

第 8 条 町長は、前条の交付申請書の提出があった場合には、その内容を審査し、適當と認めるときは、利子補給補助金の交付を決定し、その額を確定する。

2 前項の規定による補助金の交付決定及び確定の通知は、緊急支援資金利子補給補助金交付決定及び確定通知書（様式第 3 号）により行うものとする。

(利子補給補助金の請求)

第 9 条 前条第 2 項の確定通知を受けた者は、緊急支援資金利子補給補助金交付請求書（様式第 4 号）に振込先口座情報がわかる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(利子補給補助金の交付)

第 10 条 町長は、前条の規定による請求書の提出があったときは、速やかに利子補給補助金を交付しなければならない。

(決定の取消し)

第 11 条 町長は、利子補給補助金の交付決定を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給補助金の交付決定を取消し、利子補給補助金の返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により利子補給金の交付を受けたとき
- (2) この要綱に違反したとき
- (3) その他町長が適當でないと認めたとき

(利子補給補助金の返還)

第 12 条 利子補給補助金の交付を受けた者が、前条の規定による返還命令を受けたときは、速やかに利子補給補助金を返還しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、利子補給補助金の交付に関し必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、告示の日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 11 年 3 月 31 日をもって、その効力を失う。